

**時事ネクタ  
WATCH**  
中高年MSMと暮らし



# LGBT理解増進法が成立

## ●LGBT理解増進法が成立!

(前号から)この二年間も国会に提出されず、店ざらしになっていた「LGBT理解増進法」も、超党派議連は、G7広島サミット(五月一九日～二十一日)までに成立を目指す方針だと言います。

**性婚やLGBTに関する法律が全くないのは日本だけ**といふことで、国際的にちょっと恥ずかしいといふことなのでしょうか。広島サミットはちょうど本誌が発刊される頃ですが、どうなっているのでしょうか。

と書いたのが、ちょうど三ヶ月前。その後、案の定(?)自民党内の保守派議員の抵抗は根強く、サミット前の法律成立はかないませんでした。

それどころか、与党自民党は、二年前の超党派議連の法案を「差別は許されない」を

### マイノリティの権利保障の法

「不当な差別はあってはならぬ」等と修正した上で独自に提出。反発した立憲民主党等は超党派案を提出し、日本維新の会・国民民主党も独自

に法案を提出するという異例

とはいって、法律は一応できた

の三つ田となりました。

更に、国会の終盤で、突如正案を協議し、維新・国民党をほぼ丸呑みし、法案を可決という錯綜した展開を経ました。

結果、「性自認」→「性同一性」→「ジェンダーアイデンティティ」と、一転二転し、一体何やねん、という感も。(背後には、保守派の「トランスジェンダーを自称した男性が女子トイレに侵入したらどうするのか?」との煽りがあると思われます。

最も批判が集まつたのが、第十二条の「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができる」となるよう、留意するものとする」という「留意事項」です。

本誌二十一号でも取り上げましたが、二〇一七年、刑法の「強姦罪」が「強制性交等罪」に改正されました。これにより、「強姦」という「男↓女」という構図は崩され、対象が「男↓男」等にも広がりました。

詰です。正式名称は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。

第一条は、「この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民

の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。」

理解増進ではなく差別禁止を、という立場からは不十分な法律とも評されました。ただ、少なくとも、「性的指向及

「基本計画」が策定され(第八条)、「相談体制の整備」(第十条)が進められます。その過程を「理解められた」と言われないためにも、十分監視していく必要があります。

「抑制」法だった」と言わないと、理解増進ではなく差別禁止を、という立場からは不十分な法律とも評されました。ただ、少なくとも、「性的指向及

びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現が必要なことには、異論はない筈です。

これから何が変わるのかー

「相談体制の整備」(第十条)が進められます。その過程を「理解められた」と言われないためにも、十分監視していく必要があります。

「抑制」法だった」と言わないと、理解増進ではなく差別禁止を、という立場からは不十分な法律とも評されました。ただ、少なくとも、「性的指向及

## 刑法改正

### —「強制性交等罪」から「不同意性交等罪」へ—



その具体的行為・事由としては、一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれを受けたこと。  
二 心身の障害を生じさせることとはそれがあること。  
三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。  
四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあ

る」と。  
五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。  
六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。  
七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。  
八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

の八つが挙げられています。

もちろん、男性間の「不同意性交」にも法の適用は及びますので、ご注意を。(ちょうど、ジャニーズ事務所の創業者の性加害が広く報道されているのも、一種の天啓なのでしょうか)